

保 国 発 1 2 1 3 第 2 号
令 和 6 年 12 月 13 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

「国民健康保険団体連合会における経理事務について」の一部改正について

法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第142号）により、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う事業のうち、法令の規定に基づき行われること等の一定の要件を満たす事業が、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条第1項第10号に掲げる請負業から除外されることとされた。

本改正を踏まえ、別添のとおり「国民健康保険団体連合会における経理事務について」（昭和56年8月21日付け保険発第62号厚生省保険局国民健康保険課長・国民健康保険指導管理官通知）の一部を下記のとおり改正することとし、令和6年度決算から適用することとしたので、その旨御了知の上、貴管内の連合会への周知等に御配意願いたい。

なお、この通知による改正部分については、関係部局と協議済みである。

「国民健康保険団体連合会における経理事務について」（昭和56年8月21日保険発第62号厚生省保険局国民健康保険課長・国民健康保険指導管理官通知）の別紙「国民健康保険団体連合会が行う事業に係る手数料等の額について」の新旧対照表

改正後	現行
別紙 国民健康保険団体連合会が行う<u>収益事業</u>に係る手数料等の額について 一 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が、連合会の規約に基づき、国民健康保険の保険者等から委託を受けて行う<u>事業（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第4条の2の2第1項の厚生労働大臣の証明を受けた事業（以下「証明事業」という。）を除く。以下同じ。）</u>については、当該委託に係る手数料等は、次のとおり、実費に見合う<u>額の範囲内</u>として算定し、かつ、年度末に剰余が生じた場合はその額を翌年度において徴収する手数料等の額から控除するものとする。 1 <u>手数料等の範囲</u> 手数料等とは、連合会が<u>行う事業につき、国民健康保険の保険者等から徴収する手数料、委託料、負担金その他の当該事業の委託の対価として歳入科目に計上されるもの</u>をいう。	別紙 国民健康保険団体連合会が行う事業に係る手数料等の額について 一 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が、連合会の規約に基づき、国民健康保険の保険者等から委託を受けて行う<u>事務（手数料を徴収するものに限る。）</u>については、当該委託に係る手数料は、次のとおり、実費に見合う額として算定し、かつ、年度末に剰余が生じた場合はその額を翌年度において徴収する手数料の額から控除するものとする。 1 <u>手数料の範囲</u> 手数料とは、連合会が<u>設ける以下の特別会計において歳入科目に計上される手数料</u>をいう。 ・ <u>診療報酬審査支払特別会計</u> ・ <u>介護保険事業関係業務特別会計</u> ・ <u>障害者総合支援法関係業務等特別会計</u> ・ <u>特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計</u> ・ <u>後期高齢者医療事業関係業務特別会計</u>

2 手数料等の額

1に掲げる手数料等の額は、「法人税法施行規則第四条の二の二第一項に規定する厚生労働大臣の定める要件」(令和6年厚生労働省告示第183号)第2号に定める算定方法に準ずるものとし、具体的には次の式により算定するものとする。

手数料等＝(職員人件費その他当該事業に必要な費用(※))－(当該事業に係る収入金(手数料等を除く))－(当該事業に係る前事業年度の剰余金)

(※) 当該事業に必要な費用には、次に掲げる資産の積立に要する費用を、それぞれ次に掲げる限度額の範囲内で計上することができる。

(1) 退職給付引当資産

退職金(証明事業以外の事業にのみ従事する職員に係るものに限る。)の支払準備のために積み立てる経費であって、当該年度の翌年度以降5年以内に退職が見込まれる者に支給する退職金要支給額の5分の1に相当する額

(2) 減価償却引当資産

当該年度末に保有する固定資産(証明事業以外の事業のみに供するものに限り、減価償却費の対象となる物品を含む。)について、定額法又は定率法(旧定率法を含む。)により算出した当該年度の減価償却費相当額

(削除)

2 手数料の額

1に掲げる手数料の額は、その種類別に応じて次の式により算定するものとする。

手数料＝(職員人件費、審査委員会費その他当該事務に必要な経費(次に定める資産(※)の積立損を含む))－(国庫補助金)－(都道府県補助金)－(預金利子収入金)－(当該事務に係る前年度の剰余金)

(※) 必要経費に積立損を計上することができる資産の種類とその限度額

(1) 財政調整基金積立資産

事業運営上の不測の事態による収入減を補填し、財政の安定を図るための積立金であって、当該年度の手数料(年額)の10%相当額から当該年度の前年度末までに積み立てられた財政調整基金積立資産の累計額(当該年度において取り崩しを予定しているものを除く。)を差し引いた金額を超えないものに限る。

(2) 退職給付引当資産

退職金の支払準備のために積み立てる経費であって、当該年度の翌年度以降5年以内に退職が見込まれる者に支給する退職金要支給額の5分の1に相当する額を超えないものに限る。

(3) 減価償却引当資産

剰余の生じないよう定めるものとする。 貸付金利子 ≤ (県等又は金融機関からの借入金に係る利子) − (借入に係る担保預金の利子) + (職員人件費等転貸事務に必要な経費) − (転貸事務に係る前年度の剰余金) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 三 連合会が行う医師、保健師等学資貸付事業については、当該貸付を受ける者が当該連合会に係る地域内の医療機関に勤務した場合等一定の義務を履行した場合にはその返還を免除するものとし、また、当該貸付の条件を履行しないため、その返還を要する者が、返還金を指定期限までに返還しない場合に徴収することとしている延滞利子を除き、その貸付期間に係る利子等は一切徴収しないものとする。	額等に基づき剰余の生じないよう定めるものとする。 貸付金利子 ≤ (県等又は金融機関からの借入金に係る利子) − (借入に係る担保預金の利子) + (職員人件費等転貸事務に必要な経費) − (転貸事務に係る前年度の剰余金) 三 <u>連合会が当該保険者から委託を受けて行う保険者事務共同電算処理事業については、その委託に係る手数料は、一と同様に実費に見合う額として算定し、かつ、年度末に剰余が生じた場合はその額を翌年度において徴収する手数料の額から控除するものとする。</u> 四 <u>連合会が行う第三者行為損害賠償求償関係事務は、当該保険者から手数料を徴収する場合であっても、当該手数料は、次のとおり当該事業に係る経費の一部をその受益の程度に応じて当該保険者に負担させるにとどめるものとする。</u> <u>求償関係事務取扱手数料 ≤ 職員人件費、調査旅費等求償関係事務に必要な経費</u> 五 連合会が行う医師、保健師等学資貸付事業については、当該貸付を受ける者が当該連合会に係る地域内の医療機関に勤務した場合等一定の義務を履行した場合にはその返還を免除するものとし、また、当該貸付の条件を履行しないため、その返還を要する者が、返還金を指定期限までに返還しない場合に徴収することとしている延滞利子を除き、その貸付期間に係る利子等は一切徴収しないものとする。
--	---

別紙

国民健康保険団体連合会が行う収益事業に係る手数料等の額について

- 一 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が、連合会の規約に基づき、国民健康保険の保険者等から委託を受けて行う事業（法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 4 条の 2 の 2 第 1 項の厚生労働大臣の証明を受けた事業（以下「証明事業」という。）を除く。以下同じ。）については、当該委託に係る手数料等は、次のとおり、実費に見合う額の範囲内として算定し、かつ、年度末に剰余が生じた場合はその額を翌年度において徴収する手数料等の額から控除するものとする。

1 手数料等の範囲

手数料等とは、連合会が行う事業につき、国民健康保険の保険者等から徴収する手数料、委託料、負担金その他の当該事業の委託の対価として歳入科目に計上されるものをいう。

2 手数料等の額

1 に掲げる手数料等の額は、「法人税法施行規則第四条の二の二第一項に規定する厚生労働大臣の定める要件」（令和 6 年厚生労働省告示第 183 号）第 2 号に定める算定方法に準ずるものとし、具体的には次の式により算定するものとする。

$$\text{手数料等} = (\text{職員人件費その他当該事業に必要な費用（※）}) - (\text{当該事業に係る収入金（手数料等を除く）}) - (\text{当該事業に係る前事業年度の剰余金})$$

（※）当該事業に必要な費用には、次に掲げる資産の積立に要する費用を、それぞれ次に掲げる限度額の範囲内で計上することができる。

（1）退職給付引当資産

退職金（証明事業以外の事業にのみ従事する職員に係るものに限る。）の支払準備のために積み立てる経費であって、当該年度の翌年度以降 5 年以内に退職が見込まれる者に支給する退職金要支給額の 5 分の 1 に相当する額

（2）減価償却引当資産

当該年度末に保有する固定資産（証明事業以外の事業のみの用に供するもの限り、減価償却費の対象となる物品を含む。）について、定額法又は定率法（旧定率法を含む。）により算出した当該年度の減価償却費相当額

- 二 連合会が国民健康保険の保険者に対して行う国民健康保険事業運営資金の転貸については、その利率は、次のとおり、連合会が当該転貸に充てるため各県等又は金融機関から借り入れる利率、その借入に係る担保預金の利率、連合会における事務費の額等に基づき剰余の生じないよう定めるものとする。

貸付金利子 ≤ (県等又は金融機関からの借入金に係る利子) − (借入に係る担保預金の利子) + (職員人件費等転貸事務に必要な経費) − (転貸事務に係る前年度の剰余金)

- 三 連合会が行う医師、保健師等学資貸付事業については、当該貸付を受ける者が当該連合会に係る地域内の医療機関に勤務した場合等一定の義務を履行した場合にはその返還を免除するものとし、また、当該貸付の条件を履行しないため、その返還を要する者が、返還金を指定期限までに返還しない場合に徴収することとしている延滞利子を除き、その貸付期間に係る利子等は一切徴収しないものとする。